



第一回福生町議会議場臨時會合議録 (第一号)

昭和四年二月十八日福生町議會議場第一回福生町議會議合臨時會が招集

された。

出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 一番 森田秀雄君 | 二番 中西虎蔵君 | 三番 杉本皆雄君 |
| 四番 塩野鉄之助君 | 五番 松本平九郎君 | 六番 欠席君 |
| 七番 末次性男君 | 八番 中里元一君 | 九番 大野行夫君 |
| 十番 川杉重雄君 | 十一番 加藤清一君 | 十二番 伊東忠次郎君 |
| 十三番 欠席君 | 十四番 高橋千春君 | 十五番 水谷清一君 |
| 十六番 石川繁名君 | 十七番 大沼秀伍君 | 十八番 高波忠君 |
| 十九番 岩田傳君 | 二十番 仲沢弘之君 | 二十一番 小堀仁七君 |
| 二十二番 小林暢吉君 | 二十三番 田村国雄君 | 二十四番 石川信義君 |
- 欠席議員は次のとおりである。

六番 関米吉君
十三番 中村国太郎君

一 欠員は次のとおりである。
なし

一 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務局局長 島田 猛 君 議事係長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

町 長 石川常太郎 君 助 役 篠崎 俊夫 君 収入役 橋本 孝蔵 君

教育長 町田 信二 君 調査室 大野 忠一 君 調査室 上野 重勝 君

総務課 長 高水 求 君 税務課 長 務古 各徳男 君 住民課 長 乙津 宗吉 君

民生課 長 森田 武 君 産業課 長 内田 和雄 君 土木課 長 兼都市計課 長 森田 猛 君

水道課 長 生子 国利 君 教育課 長 久 員 君 選挙管理委員会 事務局長 田村 忠雄 君

土木課 長 兼都市計課 長 浅見 裕康 君 教育課 長 心得 中村 浩 君

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 報告第一号 専決処分の承認を求めることについて（福生町立福生第一小学

校分校防音併行工事）

日程第四 議案第一号 福生町火災予防条例を廃止する条例

日程第五 議案第二号 昭和四十四年度福生町一般会計補正予算（第五号）

日程第六 議案第三号 昭和四十四年度福生町と畜場特別会計補正予算（第三号）

日程第七 議案第四号 昭和四十四年度福生町福生都市計画福生土地地区画整理事業特別

会計補正予算（第四号）

日程第八 議案第五号 昭和四十四年度福生町水道事業会計補正予算（第二号）

日程第九 議案第六号 町道路線の廃止について

日程第十 陳情第一号 学校医手当増額に関する陳情書

日誌第十 則附集一号 学対国手当献贈の関する刺許書

日誌第九 則附集六号 田舎郡縣の製土のてし

日誌第八 則附集五号 田味四十四年通計主理水直事業会情辭五号(第二号)

会情辭五号(第四号)

日誌第七 則附集四号 田味四十四年通計主理市情辭主理土紙田面通事業群照

日誌第六 則附集三号 田味四十四年通計主理市情辭群照会情辭五号(第三号)

日誌第五 則附集二号 田味四十四年通計主理市情辭群照五号(第五号)

日誌第四 則附集一号 田味四十四年通計主理市情辭五号(第六号)

対外対内音刊行工事

日誌第三 則附集一号 専務員長の承認を求めらるるてし(田味四十四年通計主理一小学

日誌第二 会群の決定

日誌第一 会群員各議員の許容

午前十時四分 開会

議長(石川信義君) たびりまから昭和四十五年第一回福生町議会臨時会を開会いたします。

議長(石川信義君) これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第九十九条の規定により、議

長において

十六番 石川繁治君

十七番 大沼春伍君

十八番 高波 忠君

以上三名の方を指名いたします。

議長(石川信義君) この際報告事項がありますので、局長をして報告をいたさせます。

(島田議会議事務局長報告)

一、才二回福生町議会臨時会の招集について、(別添参照)

一、議案の送付について、(別添参照)

一、議案説明員の出席要求について、(別添参照)

一、議案の訂正について、(別添参照)

○議長(石川信義君) 以上で報告は終了しました。

○議長(石川信義君) 日程才二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告願います。

(議会運営委員長 森田杏雄君 登壇)

○議会運営委員長(森田杏雄君) ご指名がありましたので報告いたします。

昭和四十五年を迎え、才一回臨時会を開催するにあたり、去る二月十四日午前十時より議会運営委員会を開催し、臨時会における会期および日程等について協議し、検討を加えた結果、会期につきましては

しては本日十八日の一日限りとし、委員会は決定し、ご要望申しあげることになりました。

理由といたしましては、審議案件八件中、町長提本による補正予算等七件については、提案のつと詳細にわたる説明を受けることによりご納得いただけるものと判断し、陳情については所管の委員会に付託のうえ閉会中の継続審査を願うことにより処理できるものであり、したかりまして会期については一日で十分に消化できようとの大方の意見が一致したためであります。

なお日程の順序につきましては、当町の議会の慣例もありますのでお手もとにご配布のように編成いたしましたので、ご了承願います。

また町長よりこの機会に報告し、協議願いたい事項ありとして全協の要望もあり、当委員会において全協開催の承諾をいたしておりますのであらためてご承知あきくださいます。

以上のとおりであります。何とぞ新しい年を迎え、才二回目の議会でもあり、本日の臨時会の円滑にはごはれ、町政進展のため議

員各位の絶大なるご協力を得たくご要望申しあげ、ご報告といたします。

議長（石川信義君） 以上で各員長の報告は終了しました。
おはかりいたします。 今期につきましては、ただいま各員
長から報告されたとおり二月十八日の一日間と決定いたしました
と思ひますがこれにご異議ござりませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） ご異議なしと認めます。 よって今期は一日
間と決定いたしました。

議長（石川信義君） 日程第三報告第一号専決処分の承認を求めるこ
とについて、福生町立福生第一小学校分校防音併行工事」を議題とい
します。

議事係長として朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（石川信義君） 理事者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 高水求君

（総務課長 高水求君登壇）

○総務課長（高水求君） ご指名がありましたので、報告第一号専決
処分の承認を求めることについてご説明申しあげます。

本契約の締結につきましては専決処分をいたしました次でございま
すが、本件につきましてはすでにご案内のとおり福生町立第一小
学校分校の建設工事を現在進めております。 これにつき
まして防犯庁の補助を受けまして、本分校につきまして防音併
行工事を本体工事と合せて施行するものでござります。

この専決処分につきましては、去る十二月十日の全員協議会に
おきましてあらじめご承認賜った次でござります。 今回こ
に専決処分の承認という形で提案された次でござります。

内容としては鉄筋コンクリート造り四階建て、これにとも
なう防音のための併行工事でございますが、従来から行なわれ
ております普通教室六、職員室一、昇降口一、便所ならびに階段
各階に一つ、それから今回併行工事によりまして必要となりま

した機械室四十八平方メートル、ダクトスペース二、五五平方メートル、配風機室十三、八〇平方メートル、その他、そういうもので従来の本体工事に防音のための工事、すなわち窓を二重にするとか、天上それから教室内の壁面に防音のための装置をするとか、あるいは換気装置のためのダクトあるいは機械室、配風機室等を施行するものでござります。契約金額としてはここに記載のとおり千百六十三万六千円をもちまして、本体工事を施行してあります。島藤建設と随意契約となった次でござります。工期につきましては十二月十七日から本年の三月三十一日まで完了ということになつてある次でござります。

よろしくご審議のうえ何とぞご承認賜りますようお願い申しあげまして、簡単でござりますか説明にかえさせていただきます。

議長（石川信義君） これより質疑を行ないます。

（応答なし）

議長（石川信義君） おはかりいたします。

報告第一号の専決処分については原案とあり承認することに異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって報告第一号は原案とあり承認することに決定いたしました。

議長（石川信義君） 日程第四議案第一号福生町火災予防条例を廃止する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

議長（石川信義君） 本案について提案理由の説明を求めます。総務課長高水求君

（総務課長高水求君登壇）

○総務課長（高水求君） 指名がござりましたので、議案第一号福生町火災予防条例を廃止する条例について提案理由のご説明を申

しあげます。

この提案理由にも掲げてありますとおり、福生地区消防組合が昨年四月一日より発足いたしました。以来消防行政にあたっておたわけでござりまするが、昨年十二月に福生地区消防組合議会を開きまして消防組合に火災予防条例の新設されました。その本年一月一日から施行となり、したかりまして組織所それぞれ制定されておりました火災予防条例はその必要なくなった次でござりまする。

今回制定されました福生地区消防組合の火災予防条例も、すでに制定されておりまして組織所の火災予防条例とほとんど同じものでござりまして、今後は組合組織所にあきましては、組合において制定されました火災予防条例によっていく、火災予防に関する指導あるいは基準、取り締り、監督ということを行なわれていくのであります。したかりまして従来ありました福生所の火災予防条例を今回ここで廃止しようとするものでござりまする。

適用に關しましては、組合の火災予防条例の施行日であります一月一日にさかのぼりましてこの条例を廃止しようということになつ

た次でござりまする。

よろしくご審議のうえご決定くださるようお願い申しあげまして説明にかえさせていたします。

議長（石川信義君）以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

（応答なし）

議長（石川信義君）以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。

議案第一号は原案とあり決するに

異議ござりませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）異議なしと認めます。よって議案第一号は原案とあり可決いたしました。

議長（石川信義君）日程第五議案第二号昭和四十四年度福生所一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議長（議長として議案の朗読をいたさせます。）

（須崎議事係長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 本案について提案理由の説明を求めます。

助役篠崎俊夫君

（助役 篠崎俊夫君 登壇）

○助役（篠崎俊夫君） 議案ヲニ号昭和四十四年度福生町一般会計補正予算ヲ五号について説明申しあげます。

昭和四十四年度も年度未までわずかに一カ月余をあますところとなりまして、今日におきまして本年最大の財政計費上の焦点となっております一般職員の給与改訂の問題が、ご承知のように美濃郡都知事は、都職員については都の人事院今の勧告とあり五月にさかのぼって実施する旨の声明をしておられます。これに對しまして自治省側では都の政府の六月実施の方針にしたい。わが場合は、都は富裕団体とみなしまして地方交付税および起債のわくを削減する旨を都に通告する等これが解決が今に難航をいたしてあります。いずれにいたしましても本年度都議会への提案は三月の定例議会に見送るになったものであります。

福生町議会

したかりまして本町といたしましてもやむなく本年度最大の追加財政需要でございます一般職員の給与改訂費、大旨千数百万円が必要と予想されるのであります。その給与改訂費の問題、それからまだ計数の不確定でございます若干の財政需要につきましては、三月の定例会に別途予算案を編成してご提案申しあげることといたしまして、今回は懸案でございますワラツケ街道整備事業に對する本年度の防犯庁の補助金追加千五百余万円が確定いたしましたのを機会に、人件費その他若干の例外を除きまして本年度最終の、しかも年度末における計数整理的性格を含んだ計数をここにとりまとめ、五回目の補正予算として提案申しあげた次第でございます。

予算書の一頁に記載されております予算総則につきましては、ただいま議事係長の朗読されたとおりでございますので、説明を省略いたしまして、次の二頁から五頁にかけて記載されております一表を入る予算補正のうち、まず入るにつきまして説明申しあげたいと存じます。

大入部分につきましては今回の補正予算案は、極言いたしますれば、オ十三款の所債収入を柱とする補正予算でございます。その他の大入見積りにあきましてはオ八款の国庫支出金のうち、国庫補助金収入で千五百七十三万二千円のワラツケ街道整備事業追加補助金が含まれております以外は、いずれも実績の収入確定額に合せまして各款のオ入予算額の補正に止めたものでござります。

なおここで申しあげておきたいことは、主として所税収入につきましてはもちろんまだ若干の伸びも予想できるのでござります。冒頭にご説明申しあげましたとおり一般職員の給与改訂費を次の予算補正まで見送らざるを得なかった関係から、その財源に充当いたしますために今回は所税収入の伸びの予算計上は保留をせざるを得なかった次第でござりまして、そのかわりといしまして今回の補正予算案にあきましては起債のわくをできるだけ獲得することに努力いたしました結果、既定計更よりも起債のわくを約七百八万円の余計に取ることに成功いたしました。

ましたので、オ十三款の所債収入三千九百五十万円のうち、七百八万円だけはオ入予算においては余剰財源の意味にあきまして、一般財源として使用することのできた次第でござります。

次にオ六についてご説明申しあげます。

オ一款の議会費で五十六万八千円の追加、オ二款の総務費は三百二十六万四千円の追加、オ三款の民生費は百二十三万六千円の追加、オ四款衛生費は五十五万円の更正、オ五款の農林水産業費で十六万円の追加、オ六款の商工費で五十三万七千円の追加でござりまして、これらはいずれも各品目を子細に検討いたしました結果に基づき、まして、非常勤職員の人件費あるいは各種の需用費、負担金補助金等と実情に合せてそれそれ補正しようとするものでござります。次のオ七款土木費にあきましてはワラツケ街道整備費の追加千九百八十四万円を計上いたしますとともに、公園費、

横田飛行場周辺排水路整備費、その他につきましても諸々の補正を行ないました結果、総額といたしましては六百十万五千円の追加に止まるものでござります。特にワラツケ街道整備事業

費におきましては昨年十月ご議決の三号補正予算において千四百七十八万二千円の整備事業費が成立いたしました。拝島駅より延長二百六十メートルの部分の用地買収を実施したのでござりますか、今次補正におきましてはさらにワラツケ街道の総延長千九百八十五メートルのうち残りの部分の用地買収費その他を計上しようとするものでござりますか、希望といたしました。はさうに四十五年度におきまして物件補償および道路の築造、舗装等を実施しようとするものでござります。ヤハ款消防費におきまして二百四十一万四千円の追加、ヤ九款の教育費におきましては千三百六十二万円の追加でござりますか、いずれも各品目を検討いたしました結果に基きます負担金、各種の需用費その他補正でござりまして、特に重要な事項といたしました。はさうしては教育費中オニ頃小学校費において四月から開校予定の福生ヤ一小学校の分校の施設、備品等の整備費の追加千三百十三万五千円が含まれてあるのでござります。予算措置といたしました。はさうしては今回をもって開校に万遺漏ないようになつてあるわけでござります。

こうしてオハオおとも今回の補正は二千七百十六万四千円の追加となる次でござりまして、なおオニ表の地方債補正におきましては五頁から六頁に記載されてありますとあり、合計六種類の起債につきまして、起債の追加または限度額の変更をお願いしようとするものでござります。

以上でご説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきますとして原案とありご承認ご確定あらんことをお願い申しあげら次でござります。

議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行ないます。

議長（石川信義君） 十六番石川繁治君

○十六番（石川繁治君） ワラツケ街道の買収でござりますか、平方米
どの位の額で買収されてあるのかお尋ねいたします。

議長（石川信義君） 土木課長森田猛君

○土木課長兼都市計画課長（森田猛君） たびたびの石川議員さんの
ご質問にお答えいたしますが、ワラツケ街道の買収につきまし